

◎新潟県告示第1379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二ツ山地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ツ山2地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ツ山3地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布施谷地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上保内（丙）5地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上保内（丙）6地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上保内（丙）2地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上保内（丙）3地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ツ山4地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ツ山5地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢2地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布施谷2地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布施谷3地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布施谷4地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ツ山6地区	三条市上保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

西飛山(1)地区	糸魚川市大字西飛山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西飛山(2)地区	糸魚川市大字西飛山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西飛山(3)地区	糸魚川市大字西飛山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ヒソノ又川地区	糸魚川市大字西飛山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)